

年 月 日

長浜市長 様

所在地

商号または名称

代表者職・氏名

印

担当者 氏名

連絡先

積算疑義申立書

長浜市建設工事の積算疑義申立てに関する要綱第6条第2項の規定に基づき、次の建設工事の入札に係る積算に疑義があるので、当該積算の内容の確認を求めます。

工事番号	年度 第 号
工事名称	
申立ての内容 および理由	

備考

- 1 積算疑義の具体的な項目を記載してください。
- 2 申立ての根拠となる積算資料等を添付してください。
- 3 積算疑義の申立てができるのは、入札応札者に限ります。
- 4 積算疑義申立てを行うことができる日は開札日の翌日から起算して2日とし、その時間は、1日目にあつては午前9時から午後5時まで、2日目にあつては午前9時から正午までとする。(ただし、当該期間のうちに長浜市の休日を定める条例に規定する市の休日がある場合は、当該休日の日数は、当該期間に算入しない。)この期間を過ぎた積算疑義申立ては、受け付けません。